Information System Department

2024.February 2月号

発 行: 東京税理士会 情報システム部

# 確定申告書等作成コーナーについて ~令和5年分の変更点まとめ~

情報システム部 委員 小島 渓太

#### 1. はじめに

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー(https://www.keisan. nta.go.jp/)」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、申告書や 決算書などを作成し、e-Taxによる送信ができます。

昨年2月号の情報通では、確定申告書等作成コーナーのスマートフォンと マイナンバーカードを活用した新機能について特集しましたが、令和6年1 月4日に公開された令和5年分では、これらの機能がさらに便利になるとと もに、新たなサービスが開始されましたのでご紹介いたします。

#### 2. マイナポータル連携による申告書の自動入力対象が拡大!

マイナポータル連携とは、所得税確定申告の手続において、マイナポータ ル経由で、控除証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自 動入力する機能です。

令和5年分確定申告からは、新たに給与所得の源泉徴収票・国民年金基金 掛金・iDeCo・小規模企業共済掛金が対象となりました。

#### 令和6年1月以降の対象はこちら!

#### 収入関係

## 控除関係

給与所得の源泉徴収票。 公的年金等の源泉徴収票

株式の特定口座



医療費・ふるさと納税

生命保険・地震保険

社会保険(国民年金保険料、国民年金基金掛金)

iDeCo·小規模企業共済掛金

住宅ローン控除関係

#### 【マイナポータル連携を利用するには?】

マイナポータル連携を利用するには、マイナポータルの利用者登録やマイ ナポータルとe-Taxを連携するなどの事前準備が必要です。

- ☑ 事前準備には、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のス マートフォン(又はICカードリーダライタ)が必要です。
- ☑ 「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象になるためには、勤 務先(給与等の支払者)が税務署にe-Taxで給与所得の源泉徴収票を提 出していることが必要です(「年間の給与等の支払金額が500万円を超え るもの」などの提出要件があります)。※
- ▼ マイナポータル連携により控除証明書等のデータを取得するには、控除 証明書等の発行主体が、マイナポータル連携に対応していることが必要
- ☑ その他の詳細については、「マイナポータル連携特設ページ(https:// www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/mynapo.htm)」をご覧く ださい。

### 3. インボイス発行事業者の消費税の申告書も対応!

消費税納税額を売上税額の2割に軽減するいわゆる「2割特例」の申告書 も作成することができるようになりました。

簡易課税制度や「2割特例」の申告書を作成する場合、売上(収入)金額 等の入力だけで税額等が自動計算されます。



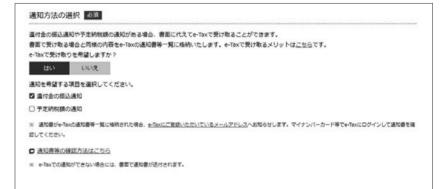
#### 4. 国税還付金振込通知書の電子化について

国税の還付が発生し、口座振込により受領する場合には、税務署から書面 (はがき) にて国税還付金振込通知書が送付されます。この通知は郵便等に 限定されていましたが、令和5年6月19日施行の国税収納金整理資金事務取 扱規則の改正により、申告等と同時に通知を電子で受け取ることについて希 望した場合には、e-Taxの「通知書等一覧」で国税還付金振込通知書を受け 取ることができるようになりました。

#### 【確定申告書等作成コーナー利用時の注意点】

税理士が代理送信する場合又は納税者本人がマイナンバーカードによりロ グインして還付申告を行う場合に、「還付金の振込通知」及び「予定納税額 の通知」の電子通知を希望することができます。

なお、「還付金の振込通知」の電子通知希望は初期設定で「はい」に設定 されています(下図参照)。書面で還付金の振込通知を受け取る場合は、電 子通知希望を「いいえ」にする必要がありますのでご注意ください。



#### 【e-Taxによる振込通知の確認方法】

還付金の振込通知は、税理士による代理送信により電子通知を希望して申 告書を提出した場合でも、納税者本人のみに送信されます。具体的な確認方 法については、e-Taxホームページ等から受付システムにログインした後、 メインメニューの通知書等一覧の「確認画面へ」を選択し、「国税還付金振 込通知書」から確認できます(納税者本人のマイナンバーカードによる認証 が必要です)。

ただし、電子通知を希望した場合でも、利用者識別番号の変更、その他の 理由によりe-Taxへ通知できない場合には、書面により送付されることが あります。



### 5. おわりに ~収受日付印の押なつ見直しについて~

先日、国税庁より申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて発表さ れました。税務行政のデジタル・トランスフォーメーション (DX) の一環 として、令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつが行われ なくなります。

この機会に、確定申告書等作成コーナーを活用した電子申告を試してみて はいかがでしょうか。

(参考) 国税庁ホームページ「令和7年1月からの申告書等の控えへの収受 日付印の押なつについて」

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/onatsu/